

個人事業税のあらまし

- 個人事業税は、製造業・飲食店業・請負業・医業・理美容業などの事業を営む個人の方に課税される県の税金です。
(※所得税や住民税とは別の税金です。)
- 税金は道路や河川などの公共施設の整備や、商工業の振興、医療・福祉サービスの充実のための経費となります。事業の際には、これらの施設・サービス等を利用されることから、その維持・整備に必要な経費の一部を個人事業税として負担していただくものです。

(1) 納める人

県内に事務所や事業所を設けて、次の事業を営む個人の方が対象です。

区分	税率	事業の種類				
第一種事業(※3)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業	保険業
		船舶定係場業	飲食店業	商品取引業	金銭貸付業	倉庫業
		周旋業	不動産売買業	物品貸付業	駐車場業(※1)	代理業
		広告業	不動産貸付業(※1)	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業	電気供給業
		出版業	両替業	冠婚葬祭業	土石採取業	写真業
		公衆浴場業	電気通信事業	席貸業	演劇興行業	運送業
		旅館業	遊技場業			
		畜産業	水産業	薪炭製造業		
		第二種事業(※2)	4%			
第三種事業	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業	歯科医業
		弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	薬剤師業	税理士業
		デザイン業	歯科技工士業	獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業
		測量士業	弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	行政書士業
		コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業		
	3%	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力が0.06以下の視力障害がある者が行うものを除く。)			装飾師業	

※1 不動産貸付業と駐車場の認定基準は裏面のとおりです。

※2 第二種事業は、主として家族などの自家労力を用いている(本人または同居親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える)場合には、課税されません。

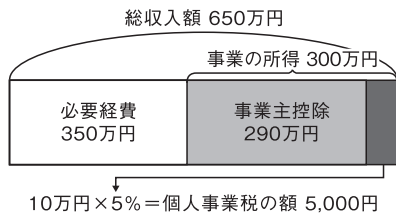
※3 民泊関係事業(住宅宿泊事業・住宅宿泊管理事業・住宅宿泊仲介業)は第一種事業となります。

(2) 納める額

- 前年の事業の所得(総収入額から必要経費を控除した金額)から、事業主控除などを差し引いた額に税率を乗じて得た額を納めていただきます。

(前年の事業の所得-各種控除-事業主控除)×税率=税額

【税率5%の場合の例】



○各種控除

- ・損失の繰越控除(青色申告者のみ)
- ・被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・事業用資産の譲渡損失の控除
- ・事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告者のみ)

○事業主控除(年間290万円の控除)

- ※所得税の申告で控除されている青色申告特別控除額(最高65万円)は、個人事業税の計算では控除できません。
- ※年の途中で開業や廃業した場合は、月割りした額が控除額となります。
例：6月に開業した場合(事業を行った月数：7ヶ月)
290万円×7/12=1,692,000円

(3) 申告と納税

- 申告期限は3月15日です。(土、日、祝日の場合はその翌日)
※所得税の確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出された方は、個人事業税の申告は不要です。
<お願い>所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の記入をお願いします。
※年の途中で事業を廃止された場合は、廃止の日から1ヶ月以内(死亡による廃止の場合は4ヶ月以内)の申告が必要です。
個人事業税の申告をされなかった場合は、個人事業税の各種控除を受けることができない場合があります。
- 県民センターから送付される納税通知書で、納期限までに納めてください。
※納期限：通常、税額は2期に分かれ、納期限はそれぞれ8月末と11月末です。(土、日、祝日の場合はその翌日。なお税額が1万円以下の場合、納期限は全額分が8月末となります。)

☆ 納税に便利な口座振替をぜひご利用ください ☆

○減免制度(申請による減免制度)

- 4月1日現在において事業者が身体障がい者で、かつ、雇用従業者の稼働日数が事業に従事する者の稼働日数の2分の1を超えない場合(減免額=900円~1,500円)
- 災害により自己の所有に係る資産(事業用資産、住宅又は家財)に損害を受けた場合(減免額=税額の12.5%~100%)など
- ※減免申請には期限があります。該当する減免制度によって期限が異なりますので、各県民センターまでお問い合わせください。

(4) 不動産貸付業と駐車場業の認定基準

不動産所得のある方で、次の基準に該当する場合は個人事業税の対象となります。なお、共有不動産は、持分にかかわらず共有不動産全体の貸付状況により認定し、税額は所得金額に応じて計算します。また、信託物件も貸付件数に含まれます。

不動産の種類			認定基準
不動産貸付業	建物	住宅	①一戸建 貸付可能棟数が10棟以上
			②アパート・貸間等 貸付可能室(区画)数が10室以上
		住宅以外の建物	③一戸建 貸付可能棟数が5棟以上
			④テナント等 貸付可能室(区画)数が10室以上
	土地	⑤住宅用 貸付契約件数が10件以上 又は貸付総面積が2,000㎡以上	
		⑥住宅用以外 貸付契約件数が10件以上	
	混合貸付	①～⑥の不動産の貸付けを併せて行っている場合 ①～⑥の総合計が10以上又は①～⑥いずれかの基準を満たす場合	
建物の貸付規模が上記の建物又は混合貸付の基準を満たさない場合でも、次のすべての基準を満たす場合			○貸付建物に係る収入(土地の貸付を併せて行っている場合はその合計収入)が年額1,000万円以上 ○建物の貸付総面積が600㎡以上 ○貸付件数が上記の建物又は混合貸付の基準の1/2以上

駐車場の種類		認定基準
駐車場業	建築物である駐車場 (屋根付駐車場、地下駐車場、立体駐車場など)	収容可能台数に関係なくすべて課税対象
	上記以外(青空駐車場)	収容可能台数が10台以上 ※原則として、貸し付けた駐車場を自ら管理(管理委託を含む)している場合は駐車場業ですが、そうでない場合は不動産貸付業(土地・住宅用以外)となります。

(5) Q&A

●初めて個人事業税が課税されたのはなぜ？

営んでおられる事業が課税対象であり、前年の所得(青色申告特別控除額を含む。)が初めて事業主控除額290万円を超えたため課税されました。

●事業を廃止したのに課税されたのはなぜ？

事業を廃止された場合(法人への移行の場合も含む)は、その年の1月1日から廃業の日までの所得に対して、個人事業税が課税されます。

●飲食店業と不動産貸付業を行っています。飲食店業のみ赤字の場合、課税はどうなりますか？

個人事業税の所得計算において、事業所得が生ずべき事業と不動産所得が生ずべき事業を併せて行っている場合は、それぞれの所得または損失を合算または通算して計算します。

お尋ねの場合、飲食店業の損失と不動産貸付業の所得を通算することとなります。

ただし、不動産貸付業については上記(4)の認定基準に該当しない場合通算の対象となりません。

【お問い合わせ】

- 島根県東部県民センター 課税部 自動車・諸税課 (TEL 0852-32-5623)
〒690-8551 島根県松江市東津田町1741-1 (松江合同庁舎 2F)
- 島根県西部県民センター 税務部 法人・軽油課税課 (TEL 0855-29-5519)
〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 (浜田合同庁舎 1F)

【インボイス制度についてのお知らせ】

令和5年10月から消費税インボイス制度が始まっています。制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



↑ 特設サイトへ